

会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
会津若松市条例第23号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条から第9条まで 略 （職員） 第10条 （略） 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、福島県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>福島県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者 (2)～(10) 略 3～5 略 第11条 略 （虐待等の禁止） 第12条 事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。 以下 略	第1条から第9条まで 略 （職員） 第10条 （略） 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、福島県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 _____ _____ _____の資格を有する者 (2)～(10) 略 3～5 略 第11条 略 （虐待等の禁止） 第12条 事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10</u> 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。 以下 略